

【資料3補足】 男女共同参画基本計画中間年見直し（修正案）の前回案からの変更点

● 2 ページ 【追加】

前回からの変更内容	前回
<p>2 計画の位置付け <u>（5）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づき、目標2を市町村推進計画と位置付けています。</u></p>	
<p>[理由] 女性活躍推進法の趣旨に基づき、目標2「あらゆる分野における男女共同参画の促進」を推進計画と位置付けるため。</p>	

● 5 ページ 【修正】

前回からの変更内容	前回
<p>3 数値目標</p> <p>1 市の附属機関における女性委員の割合 <u>50.0%</u></p> <p>1 市の私的諮問機関等における女性委員の割合 <u>50.0%</u></p>	<p>1 市の附属機関における女性委員の割合 <u>40.0%</u></p> <p>1 市の私的諮問機関等における女性委員の割合 <u>40.0%</u></p>
<p>[理由] 男女共同参画推進団体からの意見を受け、市役所内の「附属機関の委員の選任に関する基準」において、女性委員の割合が委員総数の50%となるよう努めることとなっているため、40%から50%とする。私的諮問機関等においても準じる。</p>	

● 13 ページ 【訂正】

前回からの変更内容	前回
ジェンダー・ギャップ指数（ <u>GGGI</u> ）	ジェンダー・ギャップ指数（ <u>GGI</u> ）
<p>[理由] 前回表記誤りの訂正。</p>	

● 14 ページ 【修正】

前回からの変更内容	前回
表1の修正	
<p>[理由] 表を見やすくするため、順位の一部を省略。</p>	

● 18ページ, 19ページ 【修正】

前回からの変更内容	前回
<p>また、<u>就業状況を年齢階級別にみると、30歳代を底とするM字型の曲線（図5参照）になり、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いという特色を示しています。</u></p> <p><u>図5 女性の年齢階級別労働力の推移（国際比較）</u></p>	<p>一方で、女性の年齢階級別労働力率について昭和50年からの変化を見ると、30歳代を底とする「M字カーブ」を描いており、そのカーブは以前に比べて浅くなっていますが、現在も、結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことを示しています（図5参照）。</p> <p>[図5 女性の年齢階級別労働力率の推移]</p>
<p>[理由] 現計画の文章への修正。前回、図5に経年変化を用い、それに伴い文章を変更していたが、徐々に改善されている状況に見えるため、国際比較のグラフにより、日本では未だM字型の曲線となることを強調するため変更。</p>	

● 19ページ 【追加】

前回からの変更内容	前回
<p><u>「女性活躍推進法」に基づき、企業・団体の「事業主行動計画」策定・公表などの取組を支援・促進するとともに、女性登用の重要性について意識啓発に努めます。</u></p>	
<p>[理由] 常時301人以上の労働者を雇用する企業では事業主行動計画の策定・公表等が義務化になっているが、努力義務となっている300人以下の労働者を雇用する企業についても、意識啓発を図り女性の活躍を推進していく。</p>	

● 19ページ 【修正】

前回からの変更内容	前回
<p>中小企業における労働環境の整備について、<u>制度融資により育児・介護休業制度導入や職場環境の改善など、女性が継続就業しやすい職場づくりの促進を図ります。</u></p>	<p>中小企業における労働環境の整備について、<u>低利融資制度により育児・介護休業制度導入などの促進を図ります。</u></p>
<p>[理由] 地方自治体が行う中小企業や会社創設を目指す人への融資については、「制度融資」という。本市で実施している中小企業融資制度のうち、「労働環境整備資金」について表現を追加。</p>	

● 20ページ 【追加】

前回からの変更内容	前回
<p><u>女性による新規創業を促進するため、制度融資に優遇策を設けるなどの新規創業支援を推進します。</u></p>	
<p>[理由] 平成27年度より実施している、制度融資の「女性による新規創業枠」について追加。</p>	